

熊本県公報

号外 第 12 号
平成 15 年 3 月 31 日 (月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

訓 令

○熊本県福祉事務所処務規程の一部を改正する訓令	(人 事 課)	1
○熊本県労働相談情報センター処務規程等の一部を改正する訓令	(")	1
○熊本県保健所処務規程の一部を改正する訓令	(")	3
○熊本県保健環境科学研究所処務規程の一部を改正する訓令	(")	3
○熊本県こども総合療育センター処務規程の一部を改正する訓令	(")	4
○熊本県家畜保健衛生所処務規程の一部を改正する訓令	(")	4
○熊本県立肥後学園処務規程の一部を改正する訓令	(")	4
○熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令	(")	5
○熊本県出納局処務規程の一部を改正する訓令	(")	22

訓 令

熊本県訓令第 9 号

本庁各部課（総室・室）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県福祉事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 15 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県福祉事務所処務規程の一部を改正する訓令
熊本県福祉事務所処務規程（昭和 26 年熊本県訓令第 1260 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 号中「児童及び妊産婦の福祉」の次に「並びに児童虐待の防止」を加え、同条第 6 号中「母子家庭」を「母子家庭等」に改め、同条中第 8 号を削り、第 9 号を第 8 号とし、第 10 号を第 9 号とする。

附 則

この訓令は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県訓令第 10 号

本庁各部課（総室・室）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県労働相談情報センター処務規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 15 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県労働相談情報センター処務規程等の一部を改正する訓令
（熊本県労働相談情報センター処務規程の一部改正）
第 1 条 熊本県労働相談情報センター処務規程（昭和 27 年熊本県訓令第 492 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 16 号中「300 万円」を「1,000 万円」に改める。

第 6 条を次のように改める。

（代決）

第 6 条 所長の専決事項について、所長が不在であるときは、次長がその事務を代決することができる。

（熊本県立保育大学校処務規程の一部改正）

第 2 条 熊本県立保育大学校処務規程（昭和 30 年熊本県訓令第 427 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 16 号中「300 万円」を「1,000 万円」に改める。

第 7 条を次のように改める。

（代決）

第 7 条 校長の専決事項について、校長が不在であるときは、校長があらかじめ指定した吏員がその事務を代決することができる。

（熊本県港管理事務所処務規程の一部改正）